

外国人技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に関する意見書

2022年6月22日
日本労働組合総連合会九州ブロック連絡会
(連合九州ブロック連絡会)

外国人技能実習法施行から4年が経過し、施行後5年を目途とした見直しが目前に迫っています。この間制度は大きく拡大し、技能実習生の数のみならず、監理団体、実習実施者の数も大きく増加しています。

一方、一昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、技能実習の中止や解雇、出国制限による帰国困難等の事案が発生し、困難な状況に置かれている技能実習生も依然として多く存在しています。コロナ禍においても、「発展途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力」という制度の本旨に沿い、適正に制度を実施していくことが強く求められています。

連合は、適正な制度運営および技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 技能実習生に対する新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、やさしい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、監理団体および実習実施者への周知を徹底すること。
2. 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。
3. 実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋する必要があることを周知徹底するとともに、監理団体において新たな実習先を斡旋することができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って新たな実習先を斡旋すること。
4. 実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となり、新たな実習先も見つからない技能実習生に対する「特定活動」への在留資格変更について、5月31日付で「特定活動（4か月・更新不可）」の在留資格とする制度変更がなされたことを、監理団体に周知徹底すること。あわせて、技能実習生および元技能実習生に対する制度変更に係る相談支援を行うこと。

5. 技能実習生に対して最低賃金を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人従事者の報酬額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
6. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
7. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで労働できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。
8. 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
9. 技能実習生の中には自由に外出することもままならない者がいることも踏まえ、メールやSNS等も活用した相談支援体制を構築すること。
10. 各機関・各地域において把握した技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関に対する不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
11. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
12. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構事務所の体制を強化するとともに、職員の労働関係法令および出入国管理関係法令の研修を行うなど、人材育成に努めること。

以上